

禁煙外来に関する事項

当院では、喫煙をなかなかやめられない方や禁煙を行おうとしている方に対し、禁煙外来を設けております。以下の条件に該当される外来患者様につきましては「ニコチン依存症管理料」の対象となり、ニコチンパッチの処方等が保険診療として認められております。

1. 直ちに禁煙をしようと考えていること
2. ニコチン依存症のスクリーニングテスト(TDS)が5点以上であること
3. ブリンクマン指数(1日喫煙本数×喫煙年数)が200以上であること

(35歳以上の方のみ)

4. 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

禁煙外来の受診を希望される方は、受付までお申し出ください。

尚、上記届出に伴い当院敷地内は完全禁煙とさせて頂いておりますので、皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。